

さいたま市水道局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第25条の3の2第3項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第2号の規定により告示する。

令和8年2月16日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指定番号及び名称	第1292号 株式会社邁進
住所	埼玉県さいたま市緑区大字三室1343番地8
代表者名	石川 成城
従前の指定の有効期間満了日	令和8年2月25日
指定の有効期間（更新）	令和8年2月26日から令和13年2月25日まで
指定番号及び名称	第1295号 有限会社アイコー設備
住所	東京都練馬区大泉町四丁目16番3号
代表者名	寺井 修一朗
従前の指定の有効期間満了日	令和8年2月25日
指定の有効期間（更新）	令和8年2月26日から令和13年2月25日まで